

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で169号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成31年元旦

竹内洋一から孝志洋平へ！！

(本年1月から)お客様との決算検討会の責任者を交代させていただきます。孝志洋平は41歳。公認会計士・税理士。私の娘婿です。管理責任者の大寺健司公認会計士と二人三脚で頑張ってくれると期待しています。私は元気であり、引退はしません。二人に寄り添い、後方から支援します。ご理解とご協力をお願いします。



(竹内)

平成31年度税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成30年12月14日付けで、平成31年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

<個人所得税関係>

① 住宅ローン控除の特例

消費税増税後から平成32年末までの入居者を対象に、従前の制度から3年延長した13年間の控除ができる特例が設けられます。

② 未婚のひとり親の個人住民税の非課税措置

児童扶養手当を受給している児童の未婚のひとり親で、一定の所得以下の者に対しては個人住民税が非課税となります。

<法人税関係>

① 研究開発税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を見直しの上、一定のベンチャー企業については控除額の上限を法人税額の40%に引き上げるほか、所定の見直しがされます。

② 中小事業者等の法人税の軽減税率の特例の2年延長

③ 中小企業投資促進税制の2年延長

④ 特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の2年延長

⑤ 経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度につき、認定経営革新等支援機関の確認を適用要件に加え、2年延長

⑥ 特定事業継続力強化設備等を取得等した場合の20%の特別償却制度を創設

⑦ 法人事業税の税率改正と特別法人事業税・特別法人事業譲与税の創設

都市から地方への財源譲与が予定されます。

⑧ 法人税における仮想通貨の期末評価方法が時価法となります。

⑨ 医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備を取得等した場合の特別償却制度の創設

<資産税関係>

① 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

認定相続人が、平成31年1月1日から10年間の間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する制度が創設されます。

<その他>

① 車体課税の見直し

消費税増税後に新車新規登録を受けた自家用車を対象に自動車税が軽減されます。

② 金地金等の密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。2月には当事務所主催の改正法セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

5th 社労士 社労士制度創設 50 周年



新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

去る12月5日、社労士制度50周年記念式典が、国際フォーラムで開催されました。

残念ながら、私は出席できませんでしたが、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、盛大に執り行われたようです。当法人の木村義次・喜美子は、社労士50周年記念表彰をいただきました。これもひとえに、お客様はじめ関係各位全ての方々のお蔭だと深く感謝しております。

はからずも、この50年を節目に、今年の4月から順次「働き方改革関連法」がスタートします。年休5日間強制付与(2019/4)、労働時間絶対的上限規制(中小企業2020/4)、同一労働同一賃金(2021/4)等々…。又、前年末には改正入管法が成立し、日本にとって、外国人労働者を初めて正面から受け入れるようになります。今まで経験したことのないような様々な事態が起こりそうで、社労士も忙しくなりそうです。これからも、社労士会の理念であります『人を大切にする企業』づくりの支援と『人を大切にする社会』の実現をテーマに進んでいきたいと思っております。

(竹内政代)

1月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届
〈概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事〉(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出〈休業4日未満10月~12月分〉(労働基準監督署)
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
労働保険料の納付〈延納第3期分〉(郵便局または銀行)
有期事業概算保険料延納額〈12~3月〉の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



会計制度

少々寄り道 某会社についての私見

今月は、少々寄り道をいたしまして、最近世間を賑わせている某自動車製造会社について、会計士の立場から考えてみたいと思います。

昨年11月、某会社の会長が金融商品取引法違反の疑いで逮捕され、大きなニュースとなりました。違反の疑いがかけられているのは、有価証券報告書に記載すべき役員報酬の金額を偽ったとのことでした。某会社は大企業ですから、当然に監査法人による会計監査を受けております。そうすると、仮に役員報酬の金額に虚偽記載があったとしたら、監査法人の「適正」という監査報告は妥当なのか、という疑念を抱く方もいらっしゃるかと思います。

確かに、監査法人は有価証券報告書を一通りチェックします。しかし、監査法人が「適正」と意見しているのは「経理の状況」の部分のみであり、他の部分はクライアントサービスの一環として一応確認する、という程度のチェックで済ませることが通常です。ですから、役員報酬の内容に虚偽記載があり、それを見逃したとしても、「経理の状況」に問題が無いのであれば、「適正」である旨の監査意見は妥当ということになります。

とはいえ、今後事実が明らかになっていけば、決算書に問題があった可能性も出てくるかも知れません。個人的にはそのあたりに注目していきたいと思っています。

(孝志洋)

建設係

指名願受付について

徳島県及び共同受付参加市町村の競争入札参加資格審査申請書の受付について概要が公表されました。

申請期間	平成31年1月15日(火)から平成31年1月24日(木)
共同受付参加市町村	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

上記以外の自治体は、申請期間などが異なりますので確認が必要です。
お早目にご準備ください。

(岸上)

医療係

「医療費のお知らせ」で医療費控除

所得税の医療費控除を申告するには、医療費等の領収書を申告書に添付が必要でしたが、平成29年の確定申告からは、これに代えて「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。また、健保組合が交付する「医療費のお知らせ」を添付することで、明細書の記入を省略できるようになりました。

「医療費のお知らせ」は公費負担医療や自治体単独(子ども医療、ひとり親、重度心身障害など)の医療費助成、自己負担額の端数処理、未払い金等は反映されていません。よって、実際に負担した額と「医療費のお知らせ」が異なる場合は、訂正のうえ申告する必要がありますので注意してください。また、「医療費のお知らせ」に反映できない12月診療分、または健保組合に請求が届いていない医療費については、医療機関発行の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。

(後藤)

リスマネ委員会

医療保険の見直し

皆様は、年末調整や確定申告の時期に保険の控除証明書等を一年に一度手にします。そこで、この機会に加入している保険の内容を確認、または見直しをしてみてもいかがでしょうか。毎年、所得控除としてかなりの枚数の控除証明書をお預かりする方がいます。その度、本当にすべて必要なのかと疑問に思うときがあります。

「もしもの備え」ではありますが、もし、このまま入院や手術等が幸いにならなかったら…と考えると過剰に加入するのはかなり家計からの支出となります。本当に必要な保険期間・日額・入院時の保障を検討するとともに自己負担額だけでなく、公的医療制度も視野にいれて実際の受取時をイメージしてみましょう。今月は高額療養費制度の改正を掲載します。この制度は自己負担額の3割の総額から下記を検討して備えが必要となる差額を基準に見直すと既契約保険額の減額・解約等や新規加入も含め、保険の見直しになるのではと思います。

自己負担限度額(70歳未満の方の場合)

(厚生労働省HPより)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額(円)
～年収約370万円 健保:標準26万円以下 国保:年間所得210万円以下	57,600円 多数回該当:44,400円
年収約370万～約770万円 健保:標準28万円～50万円 国保:年間所得210万円～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数回該当:44,400円
年収約770万～約1160万円 健保:標準53万円～79万円 国保:年間所得600万円～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数回該当:93,000円
年収約1160万円以上 健保:標準83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数回該当:140,100円
住民税非課税者(低所得世帯)	35,400円 多数回該当:24,600円



*70歳以上の方については各市町村へお問い合わせください。

(さくらビジネス)

資産税係

民法改正①自筆証書遺言に関する見直し

現行の自筆証書遺言(自筆での遺言書の作成)は、以下の点がすべて整っていないと無効になってしまいます。

- ・遺言者自身が全文を自書すること。
- ・作成した日を自書すること。(吉日などの曖昧な表現は不可)
- ・遺言者の氏名を自書すること。
- ・遺言者の印を押すこと。(実印でなくても可)

これらの要件のうち一つでも満たされていないものがあると遺言書としての効力はありません。

このたびの民法改正により、2019年1月13日以後に作成する自筆証書遺言のうち財産目録の部分について要件が緩和されます。

- ・財産目録はワープロなどで作成してもよい。
- ・財産目録は通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等でもよい。
- ・ただしその財産目録(複数枚の場合は全部)に署名と印を押すこと。

これまで、全文を自書で遺言書を作成することが、特に高齢者や病人にとって大変な負担となっていました。また誤字などでせっかくの内容が無効になることもありました。財産目録についての要件緩和により、自筆証書遺言を書く負担が半減することになります。

(坂田)



■本年最初の給与支払日の前日

1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

■1月10日

2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付)

■1月31日

3 支払調書の提出
4 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
5 固定資産税の償却資産に関する申告
6 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
9 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)消費税・地方消費税)
12 給与支払報告書の提出
(1)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
■1月中において市町村の条例で定める日
13 個人の道府県民及び市町村住民税の納付(第4期分)

2019

HAPPY NEW YEAR!

本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたい
と思います。
さて、2019年1月号ということで、毎年恒例の「今年目標」を掲載
しました。ぜひ、ご覧ください。(山崎)

仕事・生活・趣味の品質を上げる(筆頭)
自習を増やす(たかし)
やりきる!(T)
地域活性化のお手伝いをする(AM)

ダイエット(N)
健康一番!(N・T)
LTのりきる(A)
我慢する!(M・S)
姿勢をよくする(Y)

J1昇格(ばんばん)
全力応援(TM)
体内リズム改善(H)
年間600km走る!(H・K)

寝込まない。(K)
楽しく一年過ごす(H)
体調管理を心がける(m)
BMI22(ドカベン)の妹)

車で寝込んでしまわない(1)
年間20ラウンド 80台を3回出す!(あもちゃん)
油断しない!!(Y・Y)
食べすぎない、飲みすぎない(O・H)

2期ぶり完全制覇(モイ吉)
スキルアップ(億)
健康維持への努力(O)
ぶれない心と身体づくり(H・H)
体調・体型管理(C・H)

体に気をつけましょう(KH)
やりたいことリストのうち
5つやり遂げる(ごっち)
健康第一(O・Y)
家内安全(S・Y)

スピーカーボックスを自作する(ふなっしー)
シックスパック(笑)(M)
108切り!(たかし♀)
規則正しい生活(T)
健康管理(こんぴー)
体をきたえる!!(O・M)



年末年始休暇のご案内

12月29日(土)から1月3日(木)まで

年末年始休暇とさせていただきます。
ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

改正法セミナーのご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)
◆日時:平成31年2月14日(木) 13時から
◆場所:徳島県教育会館

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株式会社さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181